

(3) 積立額及び補てん額の算定例

①・② 加入時の積立金納付額の算定例

Aさん



【加入時】

生産予定面積

米 6ha
大豆 4ha

20%の収入減少に対応する
積立額を納付
する場合

品目	Aさんの生産 予定面積(ha) ①	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a) ②	Aさんの 積立基準収入額 (円) ③=①×②	Aさんの積立金 納付額 (円) ④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

※ 積立額は、前年産からの繰越しがある場合、その繰越分を差し引いた額となります。

※ 積立額の計算に用いる4.5%の内訳は

“20% × 補てん9割 × 補てん原資の農業者負担割合1/4”

③・④ 交付申請後に確定する積立額の算定例

【交付申請時】

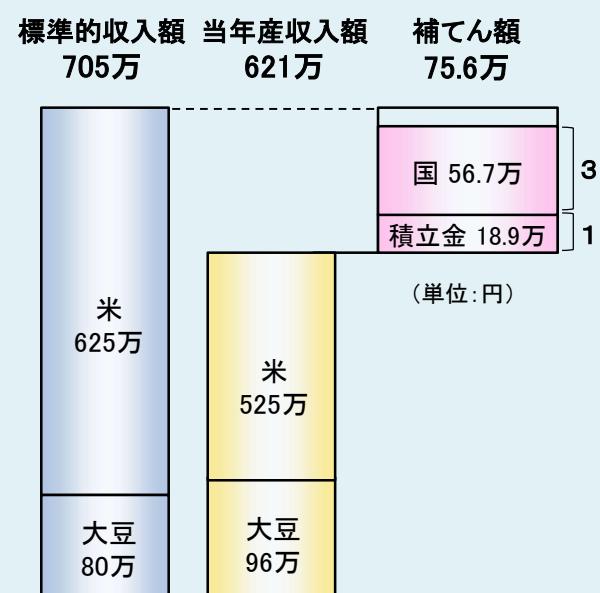
生産実績数量
米 25,000kg
大豆 8,000kg
の場合

品目	Aさんの 生産実績 数量(kg) ⑤	地域の 当年産単収 (kg/10a) ⑥	Aさんの生産 面積換算値 (ha) ⑦=⑤÷⑥	Aさんの 標準的 収入額(円) ⑧=⑦×②	Aさんの確定した 積立額 (円) ⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

Aさんに56,250円(=④373,500-⑨317,250)が返納されます。 ←

④ 補てん額の算定例

品目	Aさんの 生産面積 換算値 (ha) ⑦	Aさんの 標準的 収入額 (円) ⑧=⑦×②	地域の 10a当たり 当年産 収入額 (円/10a) ⑩	Aさんの 当年産 収入額(円) ⑪=⑦×⑩
米	5	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	800,000	24,000	960,000
計		7,050,000		6,210,000



Aさんの補てん額(円) ⑫=(⑧-⑪)×9割	756,000
---------------------------	---------

※ 補てん額756,000円(⑫)の内訳は、3/4が国の交付金567,000円(⑬)、1/4がAさんの積立金189,000円(⑭)となります。

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかつた積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等に限定されています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時(令和8年6月30日まで)に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子用は除く)で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産年の翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産年の翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたもの

麦、大豆等

ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの(生産年6月30日時点)。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル(①卸・小売、②中食・外食、③消費者、
④その他)ごとの計画数量及び前年実績

(抜粋イメージ) 出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
J A ○○	○○kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。(当面の取扱い)

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	○○kg	○○kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。(当面の取扱い)

- 注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
- 注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となるないように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることができます。
- 注3) 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産年の翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類の提出が必要です。
(麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量扱と同じです(8、9ページ参照)。)
- 令和4年産から農産物検査制度において「水稻うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
(販売伝票等)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
(1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等)
- ③ 水分含有率16.0%以下の中穀を販売したことが確認できる書類
(水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等)
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・3等以上に等級格付けされたもの
- ・水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

注)確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米

- ・① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの）

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（取引相手との合意がない等一方のみの追記は不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

4 水田活用の直接支払交付金

(令和8年度予算概算決定額：2,612億円)

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

(2) 支援内容

① 戦略作物助成

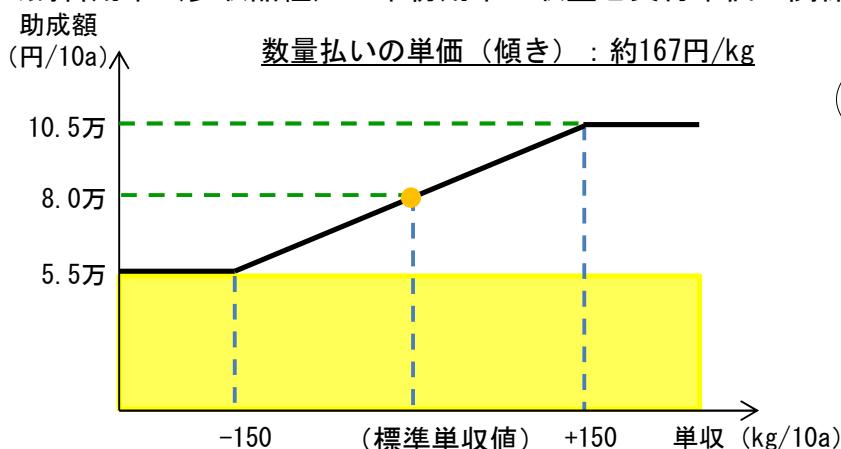
- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稻、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※ ¹
加工用米	2.0万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a※ ²

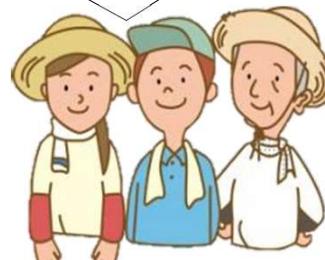
※1 多年生牧草について、収穫のみ行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a (5.5～7.5万円/10a)

<飼料用米（多収品種）・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



収量が上がるほど助成額が
増えるのか…
努力が報われる仕組みだね！



- 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※により助成対象数量が確認できることを条件とします。※ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票等による確認
- 標準単収値については、地域の合理的な単収（都道府県農業再生協議会が市町村または地域農業再生協議会ごとに定めている単収）と当年産の作柄（作柄表示地帯別）を用いて算出されます。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\text{標準単収値} = \text{地域の合理的な単収} \times \frac{\text{当年産のふるい目} 1.70\text{mm} \text{以上の} 10\text{a} \text{当たり収量}}{\text{ふるい目} 1.70\text{mm} \text{以上の} 10\text{a} \text{当たり収量の前年産までの} 5 \text{か年中} 3 \text{か年平均値} (\text{最高値及び最低値を除く})}$$

当年産のふるい目 1.70mm 以上の 10a 当たり 収量

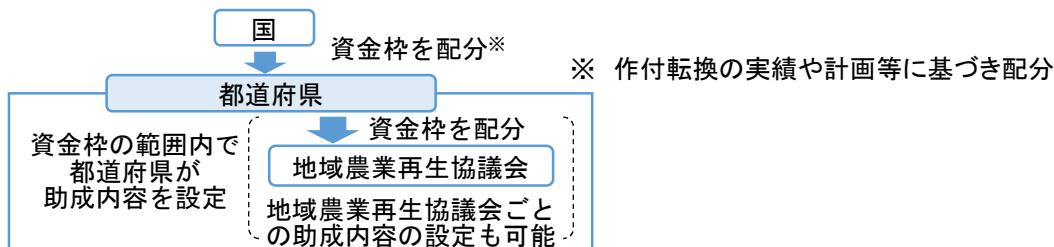
ふるい目 1.70mm 以上の 10a 当たり 収量の
前年産までの 5か年中 3か年 平均値
(最高値及び最低値を除く)

② 産地交付金

基本的運用

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。

イメージ図



- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け (基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※ (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

助成内容の設定

- 助成内容は以下のルールに即して設定します。
 - ① 地域における水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に資する取組に対する助成とすること
 - ② 経営所得安定対策等の趣旨を損なうような助成としないこと
(例：品位の低いもののみへの加算)
 - ③ 主食用米、備蓄用米、不作付地への助成は行わないこと 等

適切な使途設定の徹底

- 単価設定の根拠を明示
各地域の主食用米の所得水準等に照らした適切な単価設定を行うこと
- 取組の定着度に応じた適切な支援年限の設定等、作付転換等の推進に効果的なものとなるよう支援内容を継続的に見直し
 - 必要以上の期間にわたって、同一品目を同単価で支援しない
 - 転換初年度の単価を高くし、2年目以降は引き下げる 等

水田収益力強化ビジョン

- 高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものです。

○ 主な規定項目

- 作付の現状、地域が抱える課題
- 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
- 畑地化を含む水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
- 作物ごとの取組方針（課題、生産性向上等に向けた取組、需要の確保・開拓に向けた取組、活用施策等）
- 作物ごとの3年以内の作付予定面積等

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- 課題、支援対象作物、支援単価、具体的な要件
- 使途ごとの3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標） 等

※ 都道府県段階及び地域農業再生協議会での検討を経て作成の上、都道府県から国に提出

※ 各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

③ 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

畠地化促進助成

（令和8年度予算概算決定額：2,612億円の内数）
(令和7年度補正予算「畠地化促進事業」と併せて実施)

- 水田を畠として利用し、畠作物の本作化に取り組む農業者に対して、畠利用への円滑な移行を促し、畠作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畠作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畠地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）に要する経費を支援します。

- ① 畠地化支援※1 7万円/10a
- ② 定着促進支援（①とセット）
2.0万円（3.0万円※2）/10a×5年間
または
10.0万円/10a（15.0万円※2）/10a（一括）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援※3（1.0万円/10a）

※1 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

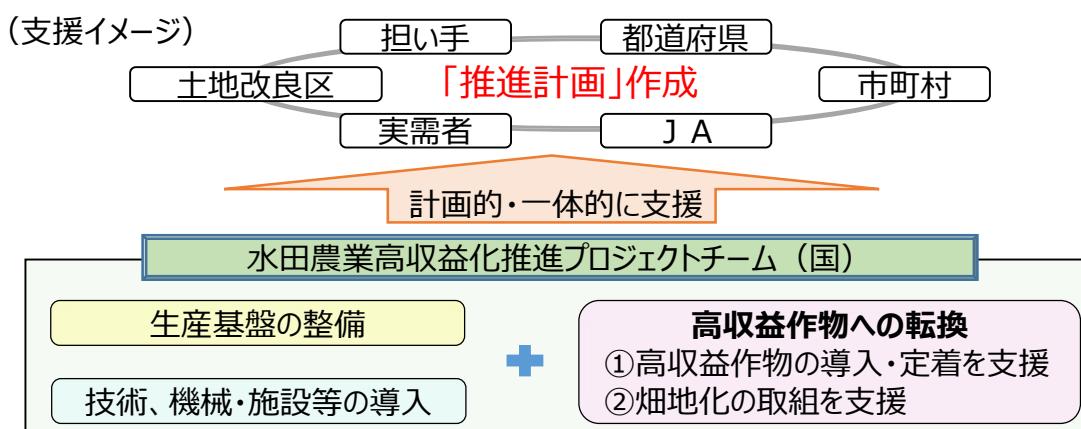
※2 加工・業務用野菜等の場合

※3 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

水田農業高収益化推進計画

- 「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク 等



(3) 令和8年産における水田活用予算の拡充・見直し全体像

【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

○戦略作物助成、産地交付金等

- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円
(収量に応じて5.5~10.5万円/10a)
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円
(収量に応じて5.5~8.5万円/10a)
- ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a 等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○畠地化促進助成

※①~③はR6補正予算「畠地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畠地化支援、②定着促進支援、
③産地づくり体制構築等支援、
④子実用とうもろこし支援

畠地化促進事業【R6補正】

○畠地化支援：10.5万円/10a

○定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a ×5年間 ※加工・業務用野菜等

○産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援
：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援
：上限25万円/10a

畠作物産地形成促進事業【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、
子実用とうもろこし

- ・支援単価：4万円/10a
(R8年に畠地化する場合は4.5万円/10a)

コメ新市場開拓等促進事業【R7当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、
②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種）

- ・支援単価：①4万円/10a、
②3万円/10a、
③9万円/10a

【令和8年産】

水田活用の直接支払交付金【R8当初】

○戦略作物助成、産地交付金等

- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5~10.5万円/10a）
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価6.5万円（収量に応じて5.5~7.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a 等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○畠地化促進助成

※①~③はR7補正予算「畠地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畠地化支援、②定着促進支援、
③産地づくり体制構築等支援、
④子実用とうもろこし支援

畠地化促進事業【R7補正】

○畠地化支援：7万円/10a

○定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a × 5年間 ※加工・業務用野菜等

○産地づくり体制構築等支援

- ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援
：上限25万円/10a

畠作物産地形成促進事業【R7補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業【R8当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、
③米粉用米（パン・麺専用品種の限定を外し、対象品種を拡大）
④酒造好適米

- ・支援単価：①4万円/10a※、②3万円/10a※、③9万円/10a※、
④取組年数に応じて最大3万円/10a
※多収品種を作付けする場合は0.5万円/10a加算

- ・その他：取組メニューに「高温耐性品種の作付け」を追加

(4) 令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和6年産から、多収品種を基本とする支援体系へ転換します。
- 令和6年産以降は、一般品種について、引き続き支援対象とするものの、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5~9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) or ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5~8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) or ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5~7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) or ・ 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5~10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※多収品種の種子の確保に向けては、産地づくり体制構築等支援が活用可能です。

(5) 「5年水張りルール」について

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】

(1) 水田政策の見直し

- 水田政策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。
このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象とします。

連作障害を回避する取組

- 土壤改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
➤ 土壤に係る薬剤の散布
➤ 後作緑肥の作付け
➤ 病害虫抵抗性品種の作付け
➤ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

※ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には交付対象外

(6) 飼料用米の申請項目の変更について

- 飼料用米の数量払いについて、これまでには、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7mmのふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふるい下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。
➤ 令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。
➤ 数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。
※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。
ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

5年産からの運用

【数量報告書】

収穫量の内訳を追加

	管理方式	面積	合計収量	ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

*地域のふるい下の発生率で計算可

合計収量のうち
ふるい上の米により単価を計算

(参考) 令和8年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10a当たりのイメージ)

【都道府県連携型助成】

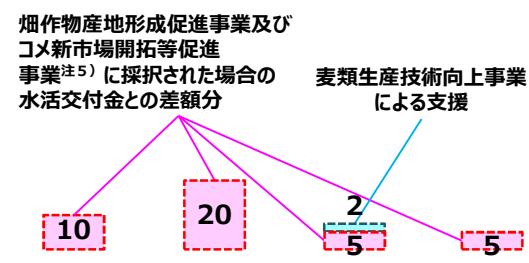
県の独自支援への上乗せがあった場合

※ R8での拡大分

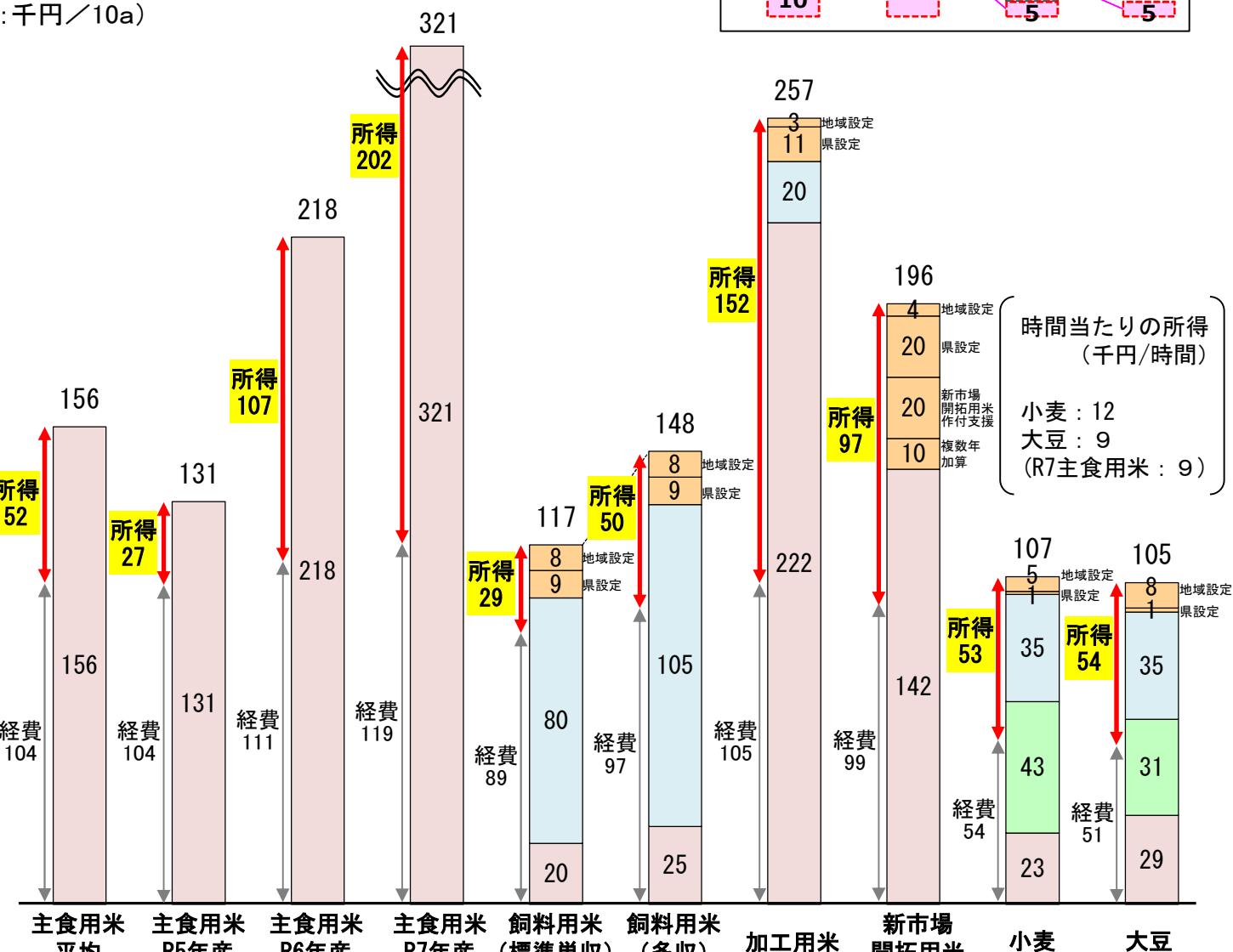
※ 最大10千円/10a

図5
県による支援: 5

(単位: 千円/10a)



産地交付金
戦略作物助成
畑作物の直接支払交付金
販売収入



労働時間(時間/10a)	主食用米平均	主食用米R5年産	主食用米R6年産	主食用米R7年産	飼料用米(標準単収)	飼料用米(多収)	加工用米	新市場開拓用米	小麦	大豆
労働時間(時間/10a)	22	22	21	21	21	23	21	21	5	6

注1) 販売収入

- 主食用米の販売収入は、令和5、6年産については当年産通年平均（出回り～翌年10月）の相対取引価格（相対取引価格はいずれも全銘柄平均、以下同じ）から算定。また、令和7年産については令和7年産（出回り～12月）の相対取引価格から算定。主食用米平均については、直近5か年（令和3～7年産）の相対取引価格から最高値と最低値の年を除いた3か年の平均で算定。
- 飼料用米の販売収入は、令和6年産の取組事例のデータを用いて算定。
- 加工用米、新市場開拓用米の販売収入は、令和7年産の取組事例のデータを用いて算定。
- 小麦、大豆の販売収入は、令和3年産から令和5年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。

注2) 畑作物の直接支払交付金

- 畑作物の直接支払交付金の平均交付単価については、免税事業者向け平均交付単価（小麦6,340円/60kg、大豆9,840円/60kg）。

注3) 産地交付金

- 産地交付金の県設定および地域設定単価については、令和7年計画ベース（6月末）の平均交付単価。
- 新市場開拓用米の複数年契約加算は、3年以上の新規の複数年契約のみ対象（コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象）。

注4) 経費及び労働時間

- 経費は農産物生産費統計の全国平均（麦、大豆は令和3～5年産の平均、主食用米平均は令和2～6年産から最高値と最低値の年を除いた3か年の平均、令和5年産主食用米は令和5年産、その他は令和6年産）及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算定。
- 飼料用米の単収が標準単収+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収と同じとなる場合から、150kg当たりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

注5) その他支援

- 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業単価（麦・大豆・新市場開拓用米：4万円/10a、加工用米：3万円/10a）と、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦・大豆：3.5万円/10a、加工用米：2万円/10a）・産地交付金（新市場開拓用米：2万円/10a）との差額。
- 麦類生産技術向上事業において、産地が実施する施肥・防除体系の構築等の取組について、事業に採択された場合に支援（0.2万円/10a以内）。

※ ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

5 畑地化促進事業

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

支援内容

(令和7年度補正予算額：195億円)

畑地化支援・定着促進支援

▶ 畑地化支援

水田を畑として利用し、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の本作化に取り組む農業者を支援します。

▶ 定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援 (令和8年産単価)	2 定着促進支援 (令和8年産単価)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用と うもろこし、そば、 野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	<ul style="list-style-type: none">2.0(3.0※1)万円/10a×5年間または10.0(15.0※1)万円/10a（一括）

※1 加工・業務用野菜等の場合

注： 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

産地づくり体制構築等支援

▶ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等※2）に要する経費を支援します。

（定額（1協議会当たり上限300万円））

※2 借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

▶ 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（上限25万円/10a））

6 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結びつきの下で、対象作物の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

1 畑作物産地形成促進事業

(令和7年度補正予算額：135億円)

① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a

- 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる主な取組メニュー

- 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた施肥 ③難防除雑草対策 ④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑤効率的・効果的な施肥 等（※これら取組とともに「赤カビ病の防除」の実施が必要）
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壤診断等を踏まえた土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間かん水 ⑨化学肥料の使用量削減 等
高収益作物	①生物農薬の導入 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壤消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 ⑦新品種の導入 ⑧排水対策 等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④農薬によらない病害虫対策 ⑤生物農薬の活用 ⑥難防除雑草対策 ⑦化学肥料の使用量削減 ⑧化学農薬の使用量削減 等

2 コメ新市場開拓等促進事業

(令和8年度予算概算決定額：140億円)

① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

対象作物（交付単価）
新市場開拓用米※(4万円/10a)、加工用米※(3万円/10a)、米粉用米※(9万円/10a)、酒造好適米(最大3万円/10a) ※多収品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（「多収品種の作付け」+3つの取組を行うこと）

- 採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択
➢ 酒造好適米支援：
・ 生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援
・ ①農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、②集荷業者を挟む場合には、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていることが必要
・ 3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定することが必要

② 対象となる主な取組メニュー

- 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、3つ以上の取組を行うことが必要

①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑪多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の作付け 等
--

【両事業についての留意事項】

※1 令和8年産の基幹作が対象です。

※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。

※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。

※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）、加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

注： 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

7 加工用米及び新規需要米の取組計画の提出

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要書類を添付した『取組計画書』を提出してください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、27ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



取組計画の提出時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に6月30日までに提出**してください。

なお、取組計画書の提出後の需給状況の動向等を踏まえて、取組計画の内容を変更したい場合には、実需者等の契約相手方の同意を前提に、**8月20日までに最寄りの農政局等に提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、交付金の対象となりませんので、提出期限は厳守してください。なお、加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は各自保管し、求めがあった場合には提出できるようにしてください。

【「取組計画」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「法令違反等がないこと」、「買い受けた米を他の用途に転用しないこと」等に係る誓約書

【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「区分管理方式」を選択する場合、農業者が作成した「区分管理計画書」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと」等を誓約した誓約書
- ③ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ④ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。



(1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷**（※）してください。
※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金を支払いません。関係法令等に基づく措置等も執られます。（28ページ参照）
 - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動等による変更を行うことができます。（以下の（2）参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（29ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。
※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動等が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
 - ① 作柄変動が生じた場合（契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯別の単収を用いて算出）
 - ・ **当初の契約数量 × (当年産の作柄表示地帯別の単収／前年産までの作柄表示地帯別の単収の5か年中3か年平均値(最高値及び最低値を除く)**) ※1
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
※1 ふるい目幅1.70mmベースの単収
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収／当該農業者の当初の単収)** ※2
※2 当該農業者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積／全ての水稻作付面積 × 減収量)** ※3
※3 農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
- ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の用途の変更手続

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途に供することが原則ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で用途を変更する**ことができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、**承認を受けずに他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られます**ので注意してください。

(4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。



(5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付**
 - ③ **一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない**（捨てづくりが確認された場合も同様）

等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！